

# 岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会（第1回） 議事録

1 日 時 平成30年8月20日（月） 13:30～15:30

2 場 所 ピュアリティまきび 3F 飛翔  
（岡山市北区下石井2-6-41）

## 3 参加者

（委員）

関西大学 社会安全学部 准教授	奥村 与志弘
関西大学 社会安全研究センター センター長	河田 恵昭
兵庫県立大学 環境人間学部 准教授	木村 玲欧
新潟大学 危機管理本部危機管理室 教授	田村 圭子
人と防災未来センター 主任研究員	中林 啓修
岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	前野 詩朗

（五十音順 敬称略）

（岡山県）

知事 伊原木 隆太、危機管理監 吉田 邦成、  
危機管理課長 根石 憲司、土木部技術総括監 西本 靖、  
河川課長 安倉 俊雄、防災砂防課長 二摩 慎一

（岡山地方気象台）

防災気象官 井上 達二

## 4 議事

- （1）岡山県における「平成30年7月豪雨」災害の概要等について
- （2）県の防災体制等について
- （3）検証の進め方について
- （4）その他

## <議事概要>

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、岡山県危機管理課の堂本と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、今回の豪雨災害により犠牲となられた方々に対して哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。皆様ご起立願います。

(黙祷)

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして、岡山県知事、伊原木隆太よりご挨拶申し上げます。

(伊原木知事)

ご紹介いただきました岡山県知事の伊原木でございます。平成30年7月豪雨災害の検証委員会の第1回にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まずもって、このたび委員をお引き受けいただきました皆様方、本当にありがとうございます。大変お忙しい中、この作業に参加していただくということにありがたく思っております。

皆様方ご案内のとおり、7月豪雨災害では岡山県も大変な犠牲を出してしまいました。現在わかっているだけで61名の方がお亡くなりになられ、現在でも多くの方が避難生活を余儀なくされています。家財を失った方、本当に酷い目にあった方、企業の存続が危ぶまれる方もいらっしゃいます。本当に何ができたのか、何をすべきだったのかという大変悔しい思いでいっぱいでございます。

ぜひ、今回起きたことを教訓にして、我々の初動対応がどうだったのか。我々自身は一生懸命、ベストを尽くしたつもりではありますけれども、それが後から振り返ってベストかどうかということについては、まず間違いなく、もっといいやり方があったに違いありませんし、我々自身が悩んだことも多々ありました。もっと踏み込んだ対応をすべきなのか、それとも現地に任せるべきなのか、役割分担をすべきなのか、我々自身迷ったぐらいですから、ベストだったかということは到底、確信が持てない訳でございます。これから南海トラフ地震ですとか、さらなる災害も予期されているわけでございます。そのときに、この同じ間違いを絶対に繰り返してはいけない、今回のことを少しでも教訓として次に繋げていかなければなりません。ぜひとも、本県にとって、もしくは今回の災害のために一生懸命頑張ってくださった皆さんにとって、厳しい内容になるかもしれませんが、ぜひ忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

この委員会、最初は基本非公開ということで制度設計をさせていただいております。県職員がいる前で、ここはこうだったんじゃないか、ああだったんじゃないかっていうのはちょっとおっしゃりづらいんじゃないかという考えでありましたけれども、むしろ、公開

の方が非常によいのではないかというご意見も多々いただいているところでございます。我々とすれば、とにかく皆さま方が誰にも配慮なく、遠慮なく、ご自身、皆様方が正しいと思われることをおっしゃっていただくと。それを集約して、次に活かしていくということが本意でございますので、どういう形の公開条件になるかはともかくとして、ぜひともこの忌憚のないご意見をおっしゃっていただきたいと思っております。

復興はまだまだ長く続くプロセスでありますけれども、我々自身、いろいろ叱責の言葉、アドバイスの言葉も含めて、これから長い復旧復興、それから今回の皆様方からいただく意見も含めて、よりよい防災体制を築いて、岡山県の県民の皆さんにとって少しでも安心安全な県になるよう努めてまいりたいと思っております。本当にお世話になります。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

はい。ありがとうございます。知事は次の公務があるため、ここで退席させていただきます。

(伊原木知事 退室)

議事を進める前に、まずは委員の皆様を御紹介させていただきます。名簿の順番に、まず関西大学社会安全学部、准教授の奥村委員でございます。関西大学社会安全研究センター、センター長の河田委員でございます。兵庫県立大学環境人間学部、准教授の木村委員でございます。新潟大学危機管理本部危機管理室、教授の田村委員でございます。人と防災未来センター、主任研究員の中林委員でございます。それからちょっと遅れられてますけれども、岡山大学大学院環境生命科学研究科、教授の前野委員でございます。以上 6 名の委員の皆様をお願いしたいと思います。

ではここで、委員会設置要綱によりまして、委員の互選により委員長を選出することとしておりますので、委員の選出をお願いいたします。

(木村委員)

中央防災会議の防災対策実行会議の委員をはじめ、たくさんの委員を務められておられます河田委員にぜひお願いしたいと思うのですがいかがでございましょうか。

(異議なし)

(司会)

異議なしということですので、河田委員に委員長をお願いしたいと思います。それでは、委員長、委員長席にご移動願います。

では、委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(河田委員長)

河田でございます。私は 7 年前に岡山県の地震・津波対策専門委員会の委員長をさせて

いただきました。その時、瀬戸内海に面した岡山県の市町村には4mから5mの津波がやってくるということで、避難しなければ助からないというようなことを発表しましたが、全く反応ありませんでした。そんなことは起こらないと県民の皆さまは、思っておられるということは大変心配しておりました。

今回、先ほどの知事のご挨拶にありましたように61名という犠牲者。特にその内の51名が倉敷市の真備地区で発生して、かつその90%が高齢者という、非常に激しい被害が発生したわけであります。私どもも検証するわけですが、何に使うかと言いますと、これが最後ではないんですね。先ほど申し上げましたように、南海地震で津波が発生いたしますと、これの比ではないという被害が想定されている訳で、歴史的に岡山はそんなに大きな被害は出ていないということで、安心感があると思うんです。それは間違っているという。むしろですね、この地球の温暖化の進行に伴って、外力はどんどん大きくなっていくという現状があります。私たちが経験したことのないようなことが起こるということですね。

特に、小田川と高梁川の合流部では、新たな河道の付け替えということも進められておりますけれども、実は津波は、河口から上がってまいります。そうしたときに津波と洪水が同時氾濫するというのも考えておかなければいけない。これは、最悪の被災シナリオを避けてはいけなくて、今回も同じであります。堤防の高さは、およそ5mですから、堤内地といいますか、市街地の浸水の一番深いところが5.4mありました。2階の床上にまで浸水が起こったわけであります。ですから、たくさん的高齢者が垂直避難もできずに、亡くなったという現実があります。

こういったことを踏まえて、今回の私達の検証結果が将来の岡山県に起こる、特に風水害、津波災害の被害軽減に繋がってほしいという狙いを持っております。被害が起こってからもう40日近くたっています。その間、私ども、解析できるところは全て解析しました。例えば、合流点からのバックウォーターの小田川への逆流のスピードは毎時9.6kmで、上流に進んでいる。そして、高馬川、小田川の合流点で、左右両岸に破堤氾濫してその水が箭田地区から有井の方へずっと流れてきて、末政川は基本的に氾濫したわけではありません。末政川の西側の堤内地、いわゆる市街地側の浸水深が深くなって、これは末政川の右岸を越流して末政川が氾濫したわけであります。

ですから、西から東へどんどん被害が大きくなったということも分かっています。ですから夜中に破堤氾濫して、そして全域にまで水が行くにはおよそ7～8時間かかっているわけであります。その間に救助活動等が実際にうまく行われたかどうか、これも非常に大きな課題になっていると思います。この様にメカニズムはかなりよくわかってまいりましたので、いかにして住民に助かっていただくかということに的を絞りながら、委員会を続けたいと思いますので、委員の皆様方よろしく願いいたします。簡単ですが、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

それでは、ここからの議事進行は河田委員長をお願いいたします。

(河田委員長)

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思いますが、まず県の方からですね、岡山県における「平成 30 年 7 月豪雨」災害の概要等についての説明をお願いいたします。

(岡山地方気象台)

はい、岡山地方気象台の井上と申します。よろしくをお願いいたします。そうしましたら、気象状況の説明をさせていただきます。平成 30 年 7 月豪雨は、6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて西日本そして東海地方を主とした、大雨のことです。その中で今日は、岡山県に甚大な災害をもたらしました、7 月 5 日から 7 日にかけての記録的な大雨についてのご説明をさせていただきます。

～「資料 1」に基づき説明～

(根石危機管理課長)

それでは続きまして、岡山県危機管理課長の根石と申します。前のスクリーンで、今回の被害状況のご説明させていただきたいと思いますが、右肩「資料 2」の 2 ページを見ていただくと、岡山県の全体図がございますので、こちらと見比べてスライドを見ていただければと思います。

～「資料 2」に基づき説明～

それでは、最初のスライドですけれども、これ真備町箭田の状況でございます、ご覧のとおり手前の家が 2 階まで浸かっている状況が見てとれます。

次のスライドをお願いします。これは同じく倉敷市真備町箭田上空から撮った写真で、破堤で 51 名の方が亡くなりました真備町の浸水の状況でございます。高梁川と小田川が合流するこの地域は、過去にも大規模な水害が発生している地域でございます。今回、最も浸水した地域では 5m 以上で 2 階も水没するほど、浸水しているということで、破堤箇所が見て取れると思います。

次の黄色で囲んだ部分が今回浸水した地域でございます、黄色×印が破堤した箇所となります。小田川、高馬川など計 8 ヶ所が破堤しまして真備町全体の 3 割、約 1,200 ヘクタールが浸水しました。5,000 戸を超える被害が出たということでございます。

続きまして、こちらは高梁川の上流部にあります。総社市日羽の浸水被害でございます。この地区には高梁川の水があふれまして、右側の方が田んぼなんですけれども、川の様になりました、あたかも 2 本川があるような状況となりました。

次に同じく、総社市の下原地区における浸水、それからアルミ工場の爆発現場でございます。この地区にあったアルミ工場に川からあふれた大量の水が流入しまして、高温のアルミと接触したことから、水蒸気爆発が発生したとみられております。この爆発によりまして周囲の民家 3 棟が延焼するとともに、広範囲の屋根瓦の落下、窓ガラスが割れるような被害が発生しました。幸い人的被害は数人のケガということになっております。

続きまして、こちらが県中西部の高梁市の松山地区の浸水地区です。この地区には瀬戸内と山陽を結ぶ、特急「やくも」が走っている JR 伯備線でございますけれども、豪雨により増水した高梁川の水が線路内に進入しまして、多数の車両や樹木などが線路内に残されたということでございます。相当期間、運休をしておりましたが、現在は復旧をし

ているということでございます。

続きまして、高梁市中心部に近い落合町の浸水被害です。広範囲で冠水しまして、多数の車両被害が発生したということで、高梁市におきましても 1 名の方が行方不明、それから住家被害が全壊 52 棟と半壊 196 棟ということで大きな被害が出ております。市内では浄水場が浸水しまして、一時約 7,000 棟が断水しました。他にも廃棄物処理施設が水没しまして、4 ヶ月間稼働できないというような状況になっております。

続きまして新見市、さらに上流部の足立地区の土砂崩れの現場です。土砂流入によりまして民家 2 棟、空き屋 1 棟、それから市の診療所 1 棟が倒壊しました。ここは住民が事前に避難されていたということで、人的被害はありませんでした。

続きまして、同じく新見市の観光施設である井倉洞でございます。井倉洞の周辺の駐車場が冠水しまして、新見市におきましても 1 名の方が行方不明、住家被害も全壊 3 棟、半壊 2 棟などの被害が出ている状況でございます。

それから、今回被害の大きかった岡山市東区の浸水の状況でございます。岡山市内でも、旭川水系の砂川の破堤によりまして、広範囲にわたる浸水被害が発生しております。

次、お願いします。こちらが浸水範囲となりまして、こちらも 750 ヘクタールということで、かなり広い範囲が浸水しましたが、こちらの方は、最も深いところで 1.5m 程度の浸水ということですが、床上浸水が 1,569 戸、床下浸水が 661 戸ということで、戸数としてはかなりの被害が出ているということでございます。

次が、応急活動の状況ということで、上左側が警察による救出状況。右側が自衛隊のボートによる救出。左下が真備地区で相当の廃棄物が出たものの除去作業。その右もそうですが、自衛隊によって沿道の除去・撤去作業が行われたということでございます。

次お願いします。県の災害対策本部の活動状況ということで、左上が後から説明します、県の災害対策本部の会場での様子でございます。それから、右側が集中配備室ということで職員が情報収集、応急対応を行う部屋ということになっています。左下は、国や関係機関のリエゾン（連絡員）が集まって連絡調整を行っているところでございます。右下が、国からのプッシュ型支援の物資をコンベックス岡山という展示場で仕分けしている状況でございます。スライドの方は以上でございます。

先ほどの「資料 2」をもう一度ご覧ください。1 ページでございます。今回の被害状況を取りまとめております。人的被害、死亡が 61 名、行方不明 3 名という形になっております。ここが先ほど委員長からもお話のありましたとおり 61 名のうち 65 歳以上が 49 名、80.3% となっております。さらに真備地区に限りまして 51 名の方が亡くなりになられておりますが、そのうち 65 歳以上が 45 名ということで 88.2% となっております。

それから今回、岡山県の方では、行方不明者と申しますか、安否不明者の方の氏名公表をさせていただきまして、全体では 72 名の方のお名前を公表させていただいております。その内、生存されておりました方が 62 名、死亡が 7 名、それから未だ不明が 3 名ということで、氏名公表の結果かなり生存が確認されたということが一つトピックとして挙げさせていただきます。

(2) の住家被害等の状況でございます。岡山市倉敷市が特に 1,000 戸単位で大きな被害が出ているということございまして、ここで倉敷市の方の床上床下浸水の棟数があがっ

ていないのはどうしてかということになると思うんですが、これにつきましては、住家の被害認定調査の結果、全壊、大規模半壊と認定されたものはそちらに計上されておりますので、床上浸水が上がっていないということになります。最近は罹災証明書を迅速に交付するために調査の効率化というものが図られておまして、真備地区におきましては今回破堤による影響が大きいということで、床上 1.8m以上の浸水は「全壊」、1mから 1.8mの浸水は「大規模半壊」、1m未満が「半壊」ということで簡易判定がされまして、迅速な調査が行われたということでございます。逆に、岡山市の方はそれほど高い浸水がなかったということで、床上浸水、床下浸水の方に計上されているということになっております。

それから続きまして、3 ページをご覧くださいと思います。避難状況ということで、ピーク時には 57 ヶ所で約 4,000 人の方が避難されていたということございまして、8 月 17 日現在でも、まだ 39 ヶ所で 1,455 人、そのうち倉敷市が 1,367 人の方が依然として避難されているという状況でございます。

それからライフラインの被害状況でございますが、今回、水道が約 3 万 1,100 戸で断水ということで、倉敷市、高梁市、新見市で断水が起きまして、7 月 28 日に新見市が復旧するまで、相当時間がかかったということです。電気につきましては、真備地区を中心に停電が発生しましたが 7 月 13 日には復旧しております。それから、電話・インターネットが真備地区におきまして、交換機が浸水したというのもあって 8 月上旬まで電話は使えない状況が続いたということでございます。残りの資料につきましては、後ほどご覧くださいと思います。

(河田委員長)

はい。ありがとうございます。

前野委員がお見えになりましたので、ちょっと自己紹介をお願いします。

(前野委員)

岡山大学の前野といいます。河川工学が専門ですので、そういった観点からこの委員会の方で意見等を述べさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(河田委員長)

よろしくお願いします。ここで、副委員長は委員長が指名するということですので、前野委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(二摩防災砂防課長)

失礼いたします。防災砂防課長の二摩と申します。よろしく願いいたします。

～「資料 3」に基づき説明～

県管理河川の被災状況についてご説明いたします。資料につきましては、河川の主な被災箇所でございます。今回の豪雨では県管理の 10 河川 16 ヶ所において堤防が決壊するなど、県下一円で甚大な被害が発生しております。一部、先ほどの危機管理課長の説明と重複する点がございますが、その点はご了承ください。

まず、図中赤い丸の堤防の決壊箇所についてご説明いたします。

一級河川・旭川水系におきましては、⑨及び⑩で決壊しております。⑩は岡山市北区御津国ヶ原の旭川で左岸の 48m が決壊し、約 40 ヘクタールが浸水しております。⑨につきましては、先ほどもありました、岡山市東区沼の砂川の左岸で 120m が決壊し、約 750 ヘクタールの広範囲で浸水しております。

それから、一級河川・高梁川水系におきましては、⑤の高屋川を除いた①から④、それから⑥から⑧で決壊しております。⑧につきましては、総社市下倉の高梁川で右岸 2 箇所が 70 メートル及び 60 メートルにわたり決壊し、約 40 ヘクタールが浸水しております。

それから、①から③でございます。こちらは先ほどもありました、倉敷市真備町で小田川の国管理区間の 2 ヶ所と合わせ、4 河川 8 ヶ所で決壊し、約 1,200 ヘクタールの広範囲で浸水被害が発生しております。①は真備町有井の末政川で左岸 2 ヶ所が 40m 及び 110m、右岸が 150m 決壊しております。②につきましては、真備町箭田の高馬川でございます。小田川との合流点付近におきまして、左岸の 20m 及び右岸の 55m が決壊しております。それから、③でございます。真備町服部の真谷川左岸の 75m が決壊しております。また、小田川の国管理区間でございますが、こちらでは左岸 2 ヶ所が 100m 及び 50 メートルにわたり決壊しているという状況でございます。

続きまして、④でございます。矢掛町の小田川が左岸 50m と 40m。それから右岸 40m にわたり 3 ヶ所決壊しております、合わせて約 130 ヘクタールが浸水しております。

続きまして、⑦でございます。笠岡市甲弩の尾坂川で左岸 80m が決壊し、約 80 ヘクタールが浸水しております。

続きまして、⑥でございますが、井原市岩倉町の岩倉川で右岸の 15m が決壊し、約 8 ヘクタールが浸水しております。

それから最後に、⑤でございます。一級河川・芦田川水系、井原市高谷町の高谷川で左岸の 35m が決壊し、約 200 ヘクタールが浸水しております。

以上の堤防決壊箇所につきましては、8 月 3 日までに応急対策工事を完了しているところでございます。

次に、県下各地で河川からの越水等によりまして浸水被害が発生しておりますが、図中の青い丸で示しております。主な 2 箇所についてご説明いたします。①につきましては、高梁市広瀬から段町にかけてでございます。越水により左右岸で約 30 ヘクタールが浸水しております。

②につきましては、岡山市北区御津宇垣の旭川でございます。越水により右岸側で約 40 ヘクタールが浸水しております、なお、決壊全長及び浸水面積につきましては、いずれも速報値でございますので、ご了承いただきたいと思います。説明は以上でございます。

(河田委員長)

はい。ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(前野副委員長)

ただいまの「資料 3」が、非常に説明が分かりづらかったので、番号等どこでどういう、何 m 決壊したとか、左岸右岸とかですね、それをしっかり写真などと合わせて、資料に示



してもらわないと、今の説明ではおそらくさっぱり分からないという方がほとんどではないかと思います。よろしくお願いします。

(二摩防災砂防課長)

それではまた、お示しさせていただきたいと思います。

(田村委員)

「資料2」のところの質問なのですが、お亡くなりになった方で高齢者の方が多く、65歳以上というお話ありましたが、75歳以上の後期高齢者と前期高齢者の割合が、もし分かれば教えてほしいです。

(河田委員長)

亡くなった方の名前と年齢は、もうすでに新聞で公表されてますのでね。その辺りは後でまとめてください。

(奥村委員)

今、田村委員がおっしゃった資料に続けて、お聞きしたいんですが、1-(2)の住家被害の状況について、先ほどのご説明の中で倉敷市については、浸水被害のものについて、全壊、半壊の方に含めているというふうにご説明がありましたが、岡山市の方については、そういう調整はなされていないという判断、認識でよろしかったでしょうか。

(根石危機管理課長)

半壊認定されているものは半壊扱いになっています。半壊に至らないものについて、床上床下ということで数字が計上されております。

(奥村委員)

すいません。ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないんですけど、倉敷と同じ基準で岡山の方に関しても住家被害の数は割り振られているという認識でよろしいか。

(根石危機管理課長)

おっしゃる通りです。住家被害認定に基づいてやっております。

(奥村委員)

ありがとうございます。あと人的被害について、田村委員の意見についてですけれども、高齢者の問題っていうのは避難の関係と非常に重要な関係があると思いますので、表の中に加えていただきたい。また次回以降、毎回そこを確認できていいかなと思いますので。

(根石危機管理課長)

はい、確認します。

(木村委員)

すいません、今の田村委員、奥村委員に少し乗っかる形なんですけど、これ今後の検証なんで、今ここで言うことではないと思うんですけど、例えば性別ですとか、これから先は個人情報まで非常に判断が必要なんですけれども、要介護ですとか、お体の具合ですとか、そういったこともきっちり亡くなられた方がどういう状況で亡くなったのかということをやっぱり知るということは大切なことだと思いますので、その辺も踏まえながら今後、いろいろとやっていただければと思います。

(根石危機管理課長)

性別の方は分かるのですが、要介護のところそこまで分かるかなんですけど、努力はしてみます。

(木村委員)

今後の検証ということで、はい。

(河田委員長)

はい。今回広域災害になっておりまして。例えば、広島県の坂町ではですね。16人亡くなっているんですが。そのうち15名が高齢者で、しかも亡くなった方の平均年齢が78歳で、ほとんどが後期高齢者なんです。ですから、全体で30名の犠牲者のうち高齢者は約60%なのですけれども、大量に亡くなっているところはですね、非常に後期高齢者が集中的に亡くなっているっていう特徴があります。やはり逃げ遅れているっていうことが、よく分かるということなんですね。ですから、真備だけの問題ではなくて、大量に亡くなっているところでは、特に後期高齢者が犠牲になっているというふうに考えていいかと思います。将来、特に高齢の問題については、特に後期高齢者をどうするかという問題が非常に重い問題だと考えなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その他、よろしいですか。はい。どうぞ。

(前野副委員長)

それと、1ページ目の表についてなんですが。例えば、総社市とかであれば床上がなく床下で、あと損壊とか半壊とか結構多いですが。床上浸水の場合は損壊に入るわけですよ。データがに二重に計上されているかどうか、そこがこの表ではわかりにくいので、その辺りは、はっきりさせてもらいたい。あと、基準ですね。全壊の基準とか、先程1.8m以上とかおっしゃっていましたが、そういった基準もこの表につけ加えていただけたらいいかと思っておりますので、よろしく願いします。

(根石危機管理課長)

はい。数字はだぶっていないということです。説明の方はまた改めて追加させていただきます。

(河田委員長)

これは行政が見たらわかる表なのですが、行政以外が見ると数字だけ並んでいるだけで、その違いがよくわからないので、この欄外にどういう基準でやっているかというのをわかりやすく説明していただけますか。

(根石危機管理課長)

はい。了解しました。

(河田委員長)

その他、よろしいですか。次に移りたいと思いますけれども、県の防災体制等についての説明お願いいたします。

(根石危機管理課長)

まず、私の方から県全体の防災体制のお話をさせていただきまして、その後、土木部の方から水防体制等の説明をさせていただきたいと思います。資料がまとまってない面がありますので、あちこち行くと思うんですが、ご容赦いただきたいと思います。

～「資料4」に基づき説明～

それでは、1 ページをご覧くださいと思います。この表の構成でございますけども、最後にまた検証項目をご審議いただくんですけど、一番左側の想定される項目に対して、真ん中が県がやるべきこと。地域防災計画等でしなさいというふうに書かれていることを列挙しております。それから、右端が今回の災害に対して、どう対応したかということをもとめておりますので、右端を中心にご説明させていただきたいと思います。

それでは、まず最初に本庁の初動対応ということで、本庁の動きでございます。防災部局の初動体制ということで、右端をご覧くださいませ。岡山県の場合、4つの体制がありまして、注意、警戒、特別警戒それから非常体制ということで、体制を組んでおりまして、今回の災害では、5日の木曜日、雨が降り始める前の午後7時ですね。特別警戒体制に移行しまして、これは準非常体制でございますが、危機管理チーム会議による対応ということで、主管課長による対応をやっているということでございます。それから、6日金曜日の午後4時半に非常体制に移行しまして、災害対策本部を設置して、知事をヘッドに対応しております。そこに、集中配備室と書いておりますが、先ほどスライドで見ていただいた部屋に、職員が集まってきて、気象情報や災害情報の収集伝達、防災関係機関との連絡調整、応急対応等に係る業務。大きくこの3つを行っているということでございます。

(田村委員)

非常体制だとか、警戒体制だとかっていうのはどういうメンバーでやってらっしゃるのかっていう体制図が地域防災計画においては見つけられなかった。

(中林委員)

102 ページに体制の説明はあるんですが、ストラクチャーの説明がなくてですね、例えば注意体制だとどういう部局の方が集まってないといけないか、そういうところがないということ。

(根石危機管理課長)

具体的な体制図がありますので、また改めてお出しします。簡単ですけど、配席図をつけておまして、これが集中配備室での機能分担といいますか、集まってくる人の班体制ということで、全体としては情報班というところが市町村等から情報を集めるところ。それから、応急対応班というところが情報に基づいて警察、消防、応急対応の指示をすること。右下の消防応援活動調整本部が消防の全体調整。それから、航空運用調整グループは、消防ヘリ等の運用調整をすることというようなことになっております。

右の関係機関というところは、関係機関のリエゾン（連絡員）が集まってくることで、全体の体制としてはこういうイメージで、県庁各部局から職員が集まってきて対応することになっております。どこの部局から何人集まってくるという辺りは、また別にありますので、改めてお出ししたいというふうに思っています。

それからもう一つ、今回大事なのはこの非常体制の中でいつ本部会議を開催したかということでございますが、これにつきましては、12 ページの右でございます。こちらには、被害状況の公表も書いておりますけれども、6日（金）の10時に、先ほど言った特別警戒体制の中での危機管理チーム会議というのをやっております。それから6日の16時30分から非常体制になっておりますので、17時30分から第1回災害対策本部会議をやっております。それから大きな被害が出た、その晩を越した7日の朝6時30分に第2回災害対策本部会議を開催しております。第3回が12時30分に開催をしております。第4回も18時30分に開催をしております。それから、飛びまして8日の9時30分に第5回災害対策本部会議を開催。第6回が8日の15時30分開催ということです。9日以降は1日1回、概ね15時30分に本部会議をやっているということでございます。この辺りの議事録等もありますので、この回のもを見たいというものがあれば、全て出したいというふうに思っております。

それから、1ページにお戻りいただきまして、県の中では、先ほどの集中配備室に職員が集まってきましたが、各部局の方にもそれぞれの業務がありますので、全部局で非常体制になりますので、3分の1ぐらいの職員が残って対応することになります。

それから、水防本部につきましては、真ん中の辺りの右端のところですけども、水防本部は災害対策本部が設置されますと、全庁体制的な防災体制に組み込まれるということになっております。水防業務の方は土木部にありまして、そこにありますとおり、気象情報、雨量・水位情報の収集・監視、水防本部指示を発令するとともに、水防情報の伝達を行っているという形になります。

それから一番下ですが、県民局という県の出先機関の方にも、地方災害対策本部というもの置くことになっておまして、これ一番下の備前県民局になっております、こちらの方にも地域づくり推進課という防災担当と建設部という水防を担当する課が中心となって、次の特別警戒室、さらには次の2ページになりますが、地方災害対策本部を設置することになりまして、県の方の情報収集の流れとしましては、市町村から県民局、県民局から県本庁にというのが原則の流れということになっておまして、その中で県の防災情報システムに入力、それプラス電話やFAXでやりとりをすることになりますが、なかなか情報が入ってこないで、本庁からダイレクトに市町村に電話をすること

もあるという状況でございます。今回、全県での大雨特別警報ということで、備中それから美作。いずれにおきましても、地方災害対策本部が立ち上がりまして、同じような対応をとっているという状況でございます。

3 ページの②防災部局と関係部局の連携ということで、防災部局と河川管理部局の土木部との連携ということでございます。ここでは右端のところに「土木部の対応」というところがありますが、防災部局と水防本部との連携ということですが、岡山県防災情報システムによりまして、雨量や河川水位情報を共有するとともに、水防本部から防災部局へ河川水位情報を通知した、あるいは所定の放流を行う前に関係機関に適正に放流報告、通知を行ったということで、水防本部から防災部局への連絡は基本的に FAX でくるということで、我々のところへどんどん送られてくる状況なんですけど、実際には、県の防災情報システムの中にお手元の資料「おかやま防災ポータル」というものを置いておりまして、「観測情報」を押しますとこの「全体概況図」になってですね、左端のところにメニューがありますけれども、一番上に「河川・沿岸カメラ」、それから真ん中に「水位実況図」、それから「ダム実況図」があると思います。これらは、地図上のアイコンを押すとその水位が見れるという形になっています。県の防災情報システムとこの水位計をリンクさせておりますので、このポータルを見れば、水位状況がわかるという形になっています。

それから今話題になっている一番下の「★危機管理型水位計」は、国交省のホームページにリンクを貼って、そちらから閲覧するという形になっているということでございまして、基本、防災職員はこれを見て水位を判断するということになりまして、右端に色（凡例）が載っておりますけれども、今般の災害では、ダムや水位の実況図がほとんどのところが「氾濫危険水位以上」で真っ赤になったということです。私もイメージに残っているんですけど、全部が赤色になったということで、今でも強烈に印象に残っています。こちらは外部に公開してますので、一般の方も見れるということになっておりまして、去年の台風の際は、これ防災用と一般用は分かれていますけど、一般用も動作が不安定になるぐらい一般の方も見られてるのかなという状況が見て取れるということで、職員も一般県民もこれを見ていただいているという状況でございます。

3 ページに戻っていただきまして、河川管理部局から FAX が来るんですけど、実際はこのポータルで見ることが多いということでございます。それから(2)の防災部局と道路管理部局との連携ということですが、これにつきましては、道路管理部局から道路の状況は逐次、先ほどの情報班というところが情報収集してくるという形になっております。

続きまして 4 ページをお開きいただきたいと思います。これは県と関係機関との連携のあり方で、まず一番大事なのは、県と市町村との情報伝達体制ということでございます。これにつきましては、やるべきことをご覧いただきたいんですけど、市町村長は災害による被害があった場合は速やかにその状況を調査して県に報告しなければならない。これは、災害対策基本法で決められていることであります。岡山県の規則におきまして、市町村で災害が発生したときは、直ちに県の災害報告システム、電話、防災行政無線等によりその状況を報告すること。発災直後において、市町村は人的被害の状況、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報収集をするとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告するという形になっておりまして、法律上の定められている報告義務について、システムとか防災行政無線を使って県の方に報告してください、

それも逐次報告をしてくださいという形で市町村をお願いしているところがございます。けれども、情報が入ってくる時は落ち着いていて、やっぱり情報入ってこないというときに何か起こっていることが多いという感覚を持っております。

18 ページに飛びまして、市町村が実施する応急対策に対する県の支援ですが、最初に被災市町村へのリエゾン（連絡員）派遣ということです。やるべきことに書いておりますけれども、今の規定上は、市町村が災害発生により災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合、あるいは通信途絶があった場合で報告が十分されない場合は、調査のために職員を派遣するという規定になっております。ですから、問題が起こったときのみ連絡員を派遣するという形になっているんですが、これだとなかなか情報が入ってこないという認識が我々の方にございまして、特別警戒体制になったら、自動的に県から市町村の方へ、県の県民局から市町村の方へリエゾンを派遣する仕組みというのを、実は、今年度から検討しておりました。今年度からトリガーをはっきり決めて、特別警戒体制になれば、誰が行くってというローテーションまで決めて配置をしようという準備を進めていたのですが、それができる前に今回災害が起こってしまったということでございました。ただ、今回大きな災害ということで、7月7日（土）の午前9時から岡山市（本庁及び東区役所）、それから備中県民局につきましては、7日の10時に倉敷市へ派遣したということです。その後、8月10日まで、今現在も行っておりますが、連絡員を派遣しているということです。やはり行っていただくと、かなり混乱している市町村の状況が把握でき、連絡員が非常に機能したということで、本当もう少し早くから派遣すべきだったというふうに考えているところがございます。

それから、(2)の被災市町村からの支援要請ということで、今回は高梁市、総社市あたりからたくさんの方の救助要請を市長みずから本部会議にもありました。こういった要請に対しては、自衛隊、警察の方につないで適切に対応したというふうに考えております。後ほどその辺の状況はご説明させていただきたいというふうに思っています。基本的にはやはり救助要請がメインということでした。

続きまして、②の避難勧告等の発令基準ということで、市町村の方がやるべきことに書いておりますけれども、まず一つは市町村が避難情報を出す場合の発令基準をきちっと策定していたかどうか。もう一つは、今回それに対して、きちんと避難指示が出せたかどうかという2つポイントがあると思うんですけども、これにつきましては、「避難勧告等発令基準の策定状況」という別の資料（縦型の票）を後ろにつけております。最初は土砂災害、それから洪水予報河川、水位周知河川、その他河川ということで、災害種別ごとに作っておりますけれども、今回問題になるのが2ページ目3ページ目の洪水予報河川、水位周知河川のところでございますけれども、基本的には発令基準そのものはどの市町村も作っている状況ですが、ご覧いただきますとおり、対象区域の設定、それから、どういう場合に「避難準備・高齢者等避難情報」を出すかという判断基準が策定できていない市町村、例えば、岡山市、倉敷市は発令する際の判断基準というのを決めてなかったという状況があります。

これは、例えば、どこの水位観測所で避難判断水位になったら、避難準備・高齢者等避難情報を出そうというような、客観的な基準というものを設定すべきだったところが出来てない部分があったということです。実際の浸水想定区域に出す区域は、あらかじめ決め

ておくということですが、これについては、できている所とできてない所があったということでございます。それが、この状況ということでございます。

それからもう一つ、こういった判断基準に基づいて実際に避難情報がきちっと発令できたかどうかにつきましては、別の資料「気象情報・河川情報と避難勧告等の発令状況」（横表で、かなりの枚数のもの）をつけております。現在作成中なんですけど、これ非常に重要になってくるかと思いますが、一番問題になるのが倉敷市です。例えば、9 ページをお開きいただきたいんですけど、この表の見方として、一番左が警報（大雨、洪水）、土砂災害警戒情報報がいつ発表されたのか。災害対策本部がいつできたのか。それから、その次が河川情報ということで、各河川の避難判断水位や氾濫警戒情報がいつの時点で出たかを書いておまして、それに合わせて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）がいつ出たかという表でございます。ここに今、挙げているのは、倉敷市が我々の県の防災情報システムに入力した情報を挙げさせていただいてます。準備情報が 11 時 30 分、避難勧告は 19 時 30 分。それから避難指示が 23 時 45 分、1 時 30 分。それから、午前 4 時に入力されているということになります。市町村が避難情報のお知らせする場合に動作するのが 3 つありまして、この県の防災情報システム入力しますと、L アラートによりまして、マスコミの方に避難勧告を出したという情報が流れる。それから、今回は遅れたんですけど、県の登録メールでも配信されるのもあります。それから、市町村のやるべきこととして、県のシステムへ情報を出すこと、それから、防災行政無線を鳴らすこと。エリアメールを出すことになりますので、この 3 つの動作を倉敷市がさせていただく必要がありまして、ここに出しているのは、県のシステムに入力した情報でございます。これに加えてエリアメールをどういう形でいつ出したか、それから防災行政無線でどうやってお知らせしたかというのは、現在、市町村の方へ記入を依頼しておりますので、でき次第、お送りしたいというふうに思っています。現在は、システムに入った情報ということでございます。

ということで、19 ページにお戻りいただきまして、次の③安全な避難方法の周知の確保ということでございます。まずは、ハザードマップを作って、これを住民に周知する必要があるということで、これができていたかどうかということでございます。これにつきましては、別添資料「各種ハザードマップの作成状況について」をつけさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。このハザードマップは、岡山県の場合、災害種別毎に作っておりますけれども、基本的には全てできているものというふうに認識しております。洪水で玉野市や新庄村など一部できてない所もございしますが、これは大きな河川がないということで、おおむね必要な所はハザードマップができているというふうに考えています。

それから、また 19 ページに戻っていただきまして、指定避難所です。指定緊急避難場所それから指定避難所の指定状況ということで、当然、浸水予想区域に避難所があつてはいけないということで、国が指定避難所指定制度を設けておりますが、これができているかどうかということが、別添の「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況」という一覧表で書いているものでございます。これにつきましては、少し遅いですが、まだできてないところがあるということで、備前市、早島町、鏡野町、美咲町につきましては、できてないという状況が見てとれるということでございます。今回、大きな被害が出たところについては、基本はできているということでございます。県下の状況がこういう状況だった

ということでございます。

恐れ入ります、また資料戻りいただきまして、4 ページでございます。今度は、国の機関との連携ということで、岡山地方気象台との連携ということでございます。(右端にありますとおり) 気象台には5日の13時半から大雨説明会というのを、県それから市町村向けにやっただいております。その後、6日の非常体制に伴いまして、職員の方がリエゾンとして常駐をしていただき、気象台とは常時連携をとっている状況であるということでございます。

続きまして、中国地方整備局との連携につきましては、後ほど土木部の方からご説明をお願いしたいと思っております、資料8ページをご覧くださいと思います。海上保安本部との連携ということで、海上保安部とも連携をしておりました。7日(土)の午前中には、リエゾンが県の災対本部に到着して、調整をさせていただいております。7日の午前からは、活動状況でありますとおり高梁川河口におきまして、巡視艇が流されて来た人の救助及び危険物の除去等の業務に従事をしていただいているということでございます。

それから続きまして9ページの③自衛隊との連携ということで、ここが今回、非常に大きなポイントになると思いますが、自衛隊の対応状況を書いております。6日(金)午前9時にリエゾンの方が県の災対本部に到着し、この時点から常駐して連携をとっていただいております。6日の午後10時19分に高梁市の広瀬駅で住民20名弱が孤立していると要請がありまして、これに基づき23時11分に県の方から自衛隊の災害派遣要請をすぐに行っているということございまして、そこから動きがありまして、今度は総社市の日羽駅周辺で孤立していると情報がありまして、それに基づきまして0時10分に今度は総社市及びその他県内の各地域で出そうだということで、被害拡大を予想した派遣要請をしているということでございます。その後、真備町につきましては、7日の午前2時8分に、倉敷市の方から真備町で2棟、家が流されているという電話がありまして、これに基づきまして、すぐに自衛隊に要請をしまして、出動をしているという状況でございます。その後、県内各所から要請があることにつきましては、自衛隊リエゾンに県を通じまして、派遣要請を随時やっただいてということございまして、その活動状況にありますとおり、真備町においては、ボートによる人命救助あるいは高梁市落合町や備中広瀬駅等の人命救助で大変お世話になったところでございます。今回、救助者数は、全体で約3,280名おりましたけれども、そのうち自衛隊の方にはトータルで約1,770名の方を救助いただいているという状況でございます。

続きまして、9ページの④(1)消防との連携ということで、県庁危機管理課の他に、消防保安課がありまして、消防保安課の方で緊急消防援助隊に要請することがあります。7日(土)の午前8時30分に県から消防庁に緊急消防援助隊の要請を行い、県庁に調整本部を置いたという形になります。

10ページをご覧くださいんですが、特に、真備町の浸水で防災ヘリが必要ということで、7日につきましては、防災ヘリ4機で救助活動81名をしたということでございます。他県からの応援の防災ヘリを派遣していただいたということで、8日(日)につきましては防災ヘリ7機で、救助者数81名ということで、緊急消防援助隊、航空運用調整グループにおいて、人命救助を行っていただいております。その他、岡山市の先ほどの砂川のところでも人命救助をしているということでございます。



次に、警察との連携ということで、警察につきましても、5日（木）の特別警戒体制の時点から連絡員を派遣していただきまして、連携をとっています。高梁市、総社市等に出動していただいております、この辺の警察はどこに行く、自衛隊はどこに行くという調整は、先ほどの県の災害対策本部内の応急対応班で調整をさせていただいています。それぞれ連携をして、救助活動を行ったということでございまして、活動状況にありますように管区機動隊、県警機動隊等が真備町で同じく人命救助に携わっていただいたという形になります。

続きまして、⑤指定公共機関等との連携でございます。ここにつきましては、できたところとそうでないところがはっきりしております、まず西日本電信電話、NTTとの連携でございます。これにつきましては、非常に連携不足があったということで、今回真備町で電話及びインターネットで不通が出たんですが、その情報収集がすごく遅れてしまい、17日になってしまったということです。ここは、すでに大きな反省点として認識しております、NTT等連携というのを今後やっていく必要があると考えております。

それから、中国電力との連携につきましては、7日の時点から随時被害情報を送っていただいております、中電とは従来から密接な関係ができていますけども、さらにリエゾン等に来てもらうべきじゃないかということで、経産省からアドバイスいただいて、県の本部に派遣していただいて、さらなる連携を図るということをやっているとしております。

同じくガスの方も連携不足がはっきりしています。それから水道の方は、市町村の水道本部との連携ができています。逆に今度は下水道の方が被害報告なしということで、ライフラインとの連携につきましてはできていないところがはっきりしております、ここはやはり救助した後の避難者の方への生活支援というところでも情報を早く入手する必要があります。できていないところはしっかりやる必要があるというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、12ページでマスコミとの連携ということで、先ほど、Lアラートによる連携それから、我々が対策本部につきましては基本的には全面公開という形で公開させていただきますとともに、地域的な被害状況の公表の今回させていただいたということで、マスコミを通じた情報発信というところで、一定程度の連携ができていないか、というふうに考えているところでございます。

続きまして13ページ以降は土木部の方にお任せしましたので、最後になりますが、20ページをご覧くださいと思います。今回一つ大きなポイントで、地域における防災力向上に関する県の支援のあり方、自助・共助というところでございます。県の方で何をしていたかということでございますけれども、県の方では防災の普及啓発の資料を作ることです。特に従来は、東京法規出版が出しているものを岡山県版として配っていただけなんですけど、去年、岡山県なりの防災情報を出す必要があるということで、「ももたろうの防災」というものを作りまして、東日本大震災の被災者の声も集めて、災害が起こるとどうなるかっていうのを危機意識の薄い岡山県民にもわかっていただくということで、工夫をして、配り始めたところということです。著作権フリーで、市町村等にもこれをハザードマップ等につけて配るなりして下さいねという取組を始めていたところでした。それ以外では、「おかやま防災ポータル」であるとか、県の「おかやま防災情報メール」の

PR を始めております。ラジオ広報等による普及啓発もですね、どんどん進めていたというところがございます。ただ、これはやはり一般的なところでやっていた面が否めないというところで、もう少し工夫をする必要があったというふうに思っています。

それから最後に、共助のところでございますけれども、そこにあります自主防災組織の防災訓練、防災研修会への支援ということで、これは市町村と一緒にしまして、地域の防災活動のこういった訓練とか研修会への取組に対して、市町村が2分の1、県が2分の1の補助金を出して、自主防災活動を支援するという予算を年間1,200万円程度で組んでおります。我々としては、増額したかったんですけど、なかなか予算ぐらいのものしか、要望が出てこない状況で、取り組めていなかったということでございます。

資料としまして、最後に「自主防災組織の結成状況一覧表」「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況」というのをお付けしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。岡山県の自主防災組織の結成状況は、組織率は今現在75.1%ということで、全国40程度の数値となっております。我々としては目標値82%ということで要望が出てこない状況で取り組んでおりますけれども、まだまだです。説明は以上で終わりたいと思っております。

(二摩防災砂防課長)

～「資料4」(P.5～8 2-②(2)、P.13～17 3)により説明～

(河田委員長)

ありがとうございます。なんか、県庁の言い訳ばかりを聞いているようで全然面白くないんですが。この検証委員会というのは、県がちゃんとやったかどうかというのを検証する委員会ではないんですよ。こういう被害をどうやって未然に防ぐかということを考えて、その上で、県が何をすべきかという逆説的にやらないと。何かがあったかということで、瑕疵があるかどうか、そんなことを検証委員会で調べるわけじゃないので、次にどうするかということに活かしていただかなきゃいけないということ。もっと分かりやすく言いますと、岡山県庁の危機管理課の職員の、歳をとったご両親が小田川のそばに住んでる。こういう雨が降っているときに、どうやって助けるのか。そのときの県庁の役割は何なのか。こういうこと考えていただかないと。

まさに災害対策基本法というのは、起こらなければ何もやらない法律です。予防措置は全くできないという法律になっている。ですから、こんな雨が降りますよ。こんなことになりますよという情報を出すだけなんですね。警察も消防も県庁も市役所も被害が出ない限りは動かないという、そういう問題があるということを認識していただかなければいけない。全て被害が出てからしか動かないんです。

ですから、そこを何とかしないと。この高齢の犠牲者を少なくすることはできない。もちろん避難勧告にしろ、あるいは指示に従って早く避難していただかなきゃいけない。けれども、それを待っているは無理なんです。高齢者というのは判断能力も落ちてるし、運動能力も落ちている。ですから、周りが何とかしなければいけない。もちろん自覚していただく必要もありますが、周りが何とかしなければいけない。川の氾濫が始まってからでは遅いんです。それをどうやって伝えるか、そこをどう考えないと同じことが繰り返

される。ですから、県庁の役割はこうですよっていうのはよく分かりました。だけど防げなかったじゃないですか。じゃあ、どこに問題があるんでしょうか。水位がどうなった、雨がどうなったっていうことを言っただけでは被害は減らないじゃないですか。これまでもずっとやってきている通りで、法律に違反してるわけではありません。地域防災計画にのっとってやっていただいている。これはもう間違いなくやっていただいたってことは、今ご説明あったとおりなんです。でも、防げなかった。もちろん、雨の降り方も異常でした。川の氾濫も異常でした。ですけれども、起こってから、それを後悔するような感じでの検証はやりたくないと思っていますので、よろしくお願いします。

このあと検証委員会をどう進めるかということも決めなきゃいけません、とりあえず今のご説明のところで質問したいと思われる方、質問してください。

(田村委員)

災害対応で大変な中まとめいただいて、とにもかくにも、全体像が見えてきたのかなという思いで、ここから一緒に検証を進めていきたいというふうに感じました。

総括班と情報班と応急対応班と庶務班しかないっていうのが、他の一般的な災害対策本部の体制の中では役割分担が少し大まかなのではないかと感じました。もちろん、今日は資料を用意して来ていただいてないので、ここで何か申し上げることは差し控えます。そういったところが、ライフライン事業者との連携ができてなかったという結果につながっていると推察します。多分ご担当がいらっしゃらないので、担当がいらっしゃらないことは、なかなか行政の皆さんはお出来にならないということがあれば、そういったところに色々と課題があったのかなと思います。

計画段階の事前準備の段階で、何か、もしかすると足らなかったのか、どうすればよかったのか、起こってしまってからいろいろとおっしゃっていただいたことをきちっと進めていただいたのであれば、それが市町村に伝わったときにマスコミの皆さんに伝わったとき、どういうふうにそれが変化して伝わってるのかっていう、出口のところを見ないというのは叱られますので、そののところが一緒に検証していく必要があるのかなと考えます。

それから土木の皆さん方、川の問題というのは、考えなければいけないと思います。今日の話、状況のご説明だけでよくわからなかったもので、そののところがもう少し土木の方としては突っ込んでご説明いただきたいというふうに思います。

(河田委員長)

川のことがわかっているのは、県庁と中国地方整備局だけなんです。市町村には、河川課はありませんから。日常業務で河川なんか扱ってはいないんです。ただ、地域防災計画では、市町村長が避難指示、避難勧告を出さないといけないということになっているので、そこに責任がかぶさっている。

実は、県庁からですね、そういう水位についての情報をいただいただけで、住民への的確な情報提供ができるかという非常に難しいということは、もう分かっているわけです。これは災害対策基本法を作るときに地方分権というのがあって、結局、市町村長が避難勧告や避難指示を出さなければいけないという法律になっているんですが、市町村にそんな能力はないんです。ないということは、それを県庁が補わなければいけないということで

すよ。単に数字を出すだけでは、市町村長が動かない。そういう避難指示とか避難勧告を出したら終わりじゃないんです。

一体どうやって、住民を助けるかっていうところが、実は完全に抜けてしまっているとか、そういうことが言えるのではないかと思うのです。ですから、例えば災害対策本部会議は、どんな会議だったのか。どんなことを検討したのか。特に、土木部長がどんな発言をしているのかって、これは非常に大きな問題です。ですから、これは、対策本部の配置図を見れば分かるのですが、ここにそれぞれ命令するところが必要なわけで、災害本部会議で何をどうしろと指示してるのかっていうのが分からないと、こんな図面1枚もらっただけで、検証できない。

ですから災害対策本部会議が何時にあったということなんですが、一体どんなことを議論したのか。そして、それぞれの部局長は、一体、ここの本部会議の配席図に基づいた所でどんなことをやれと言ったのか。あるいは、ほったらかしになっていたのか。事前のマニュアル通りにやればよいということで、何も指示してなかったのか。そういうことがわからないと検証のしようがない。ですから、本当に災対本部会議がきちっと機能したのかどうかっていうのはチェックしなきゃいけない。そうしないと、それにぶら下がっている、配列にしたって何も機能しない。単に、事前に決められたという役割を果たせるだけだっということになってしまうんじゃないかと思えますので。次回は、必ず災対本部会議で何を議論したのかっていうことを出してください。それをしないと、まさに指揮命令系統とか、うまく動いていないということになると思えますので、よろしくお願いします。

(根石危機管理課長)

はい。わかりました。

(奥村委員)

はい。たくさん短時間に情報を出していただいて、今ご説明いただいたわけですがけれども、県の方は、いま河田委員長もおっしゃったように、河川の状況であったりだとか、雨の降っている状況であったりだとか。一般の方々、あるいは市町村の職員以上におそらく今のお話だと、普段から敏感にこういう情報にアクセスされて、今回もしっかりとその情報を受け取っていらっしゃったんだというふうに思っています。

その自然現象の変化の状況とそれを受け止めた担当職員あるいは組織の応答っていいですか、それに対してどういうふうを受けとめたのか。非常に印象的だったのが、私も先ほど、パソコン開いておったのは「おかやま防災ポータル」を早速、見て確認したんですが。過去のデータも見えるようになっていますが、今、見ると真っ白になっていて、先ほどの災害で真っ赤になったんだとおっしゃったと思うんですね。画面が、各観測点が真っ赤になったということを今でも鮮明に覚えているとおっしゃっていた。

その危機感というか、切迫感というものは、どのレベルで県の職員の中に共有されていたんだろうか。単に赤いという情報だけではなくて、とんでもないことになるんじゃないかという切迫感。いつもと違うぞという、それがどの時間帯で、どこまで広がりを見せて具体的な行動として、どういった対応に結びついていったのかというのが自然の現象に関する時系列のデータと、皆さん自身の職員の方で感じておられた、雨の降り方だけで言う

と、1回も50ミリを超える雨になっていません。外を見て、これすごい雨だなと、なかなか感じづらかった。それは一般市民も同じだったと思います。県の職員がこの3日間、どこの時点でこれは、いつもと違うぞというこの状況を感じられたのか、それに対してどういうアクションを起こしたのかという、そのハザードの状況と対応の状況をちょっと大きな紙で、一覧で一緒に重ねて表示していただけると検証しやすいと思います。

あちこちにいろんな情報がそれぞれその情報のタイプごとに整理していただいていたと思いますが、できれば、この雨の降り方の変化と県の皆さんの対応の状況あるいは、市町村の特に岡山市と、倉敷市の避難勧告、避難指示がどのタイミングで出たのか。ここには手で書き加えていたんですが、そのあたりを重ねて見えるような図面をぜひお示しいたきたいなど。できる限り実態の情報に基づいて検証したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

もう一つだけお聞きしたかったのが、逃げ遅れた方がずいぶん今回救助されてますよね。救助された方がたくさんいたということは、それだけ皆さんが一生懸命に逃げるために、逃げていただくために対応されたにもかかわらず、自宅に留まったままにいらっしゃった方々の一部ですよ。自力で逃げた方もいらっしゃるので、救助されていない人もいます。少なくとも現時点で把握できている救助された方々の数の合計と市町村、そういったものについても、この人的被害や住家被害の状況とあわせて、表等にしていきたい。分からないかもしれないけれども、年齢などもわかると非常に参考になるんですけども、ちょっとそこまでいちいち多分、当時把握されてないとは思いますが、印象では判断しづらいので、何かそれに関連する情報があれば、提供していただけたらと思います。

(河田委員長)

今の発言に加えて、委員の皆様から、こういう情報がまだいるぞというものを事務局の方にメールで結構ですから伝えていただきたい。

正直言ってよくぞ51名の犠牲者でとどまったなという気はするんですよ。本来ならもっと出てもおかしくない。ただですね、浸水が破堤氾濫してるんですけども、かなり時間かかっています。浸水が進んでいますので、危ないと思って逃げて、間にあった方がずいぶんいるんじゃないかと思っています。これは本当にある意味、破堤氾濫で、一気に堤防が決壊するような事態が繋がっておりますと、とんでもない数字になっていたと思いますが、私は正直言ってよくぞ51名でとどまったなという気はいたします。というのは、その辺りの事情は、情報としていただけるものであれば、いただきたいと思います、委員の皆様は、事務局の方にこういう情報はないのかということ指摘していただけたらと思います。その他でございしますか。はい、どうぞ。

(木村委員)

今の委員長の話とも関係しますが、やはり市町村の防災体制を作る前に、県の防災体制の資料を作ってほしい。県が一体どういう情報が入ってきた時に、どういう判断をして、何をしたかというのをもう1回時系列でまとめていただかないといけないのかなと。

特にその情報というのは、送り手と受け手の双方のことをきっちり評価しないと評価に

はなりません。たとえば、県がどういうつもりでこの情報を出して、それを受け取った各自治体がどういうつもりで何の行動をとったのか、それとも取らなかったのか。それはやはり県がまず、何を判断したのかというところから検証を始めないと。その次に、市町村がそれを基に何かをして欲しくて行動したが、逆にうまくいかなかったり、うまくいったりという検証になると思うので、そこはぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、市民に対する防災知識の普及啓発という 20 ページのところですが。今回、亡くなった方のことをしっかりと検証し、なぜ亡くなってしまったのかというのを一人一人きちっと検証することは大切だと思います。一方で、生き残った方の中でも一体どういう情報のもとで、それをどういう方向で、どういう風に受け取って、どういう判断をして、どういう行動したのかというのをもう 1 回明らかにすべきだと思います。警報が出た、特別警報が出た、各種の避難情報が出たときに、一体それをちゃんと聞いていたのか、もしくはそれを聞いたときにどういう判断をしたのか、やはりそれをもう 1 回明らかにしないと、我々がそれに対して、どういう次の手段をうたなければいけないのかという戦略も立てられないと思うので、やはりその住民に対する何らかの意識調査みたいなものもやはり、必要なのではないかなと思っています。

(中林委員)

手短に今の木村委員とか奥村委員からあった話というのは私もすごく感ずるところです。今日の資料で県あるいは自治体の市町村あるいは国の機関がインプットとして何をしたのかということをご説明いただきました。やっぱり検証委員会の目的は、その結果のアウトプットとしてどういう方は逃げられたのか、どういう方が助かったのか、あるいは残念ながら助けられなかったのかというところが大事になってくると思います。

それでは、例えば、いつ何をきっかけに避難をされたのか、あるいは、今回でいうと、避難をされた市民の方の動きが資料として見えてこない。いつごろから避難所に入れられてどのくらいで来たのかとかですね。資料的にも難しい面があるのかなと思いますし、追加的な調査をお願いしているようで、若干心苦しくあるのですが、そのアウトプットと示し合わせないと見えてこないのかなというのが一つあります。

それからもう一つ、私どもは、いろんな災害の支援や検証もさせていただいているんです。一つ気になったのが住民の方がいて、市町がいて、県民局、県という中で、市町と県の連携は非常に重要だと思っています。一方で、そこはすごく難しい部分だと思っています。先ほどLO(連絡員)は効果的だったというご説明をいただいたかと思うんですが、一般論としてはよく分かりますが、やはり、どういった方が例えば県民局の中で行かれたのか。決して難癖つけているわけではないんですが、実感としてすごく難しい部分で、被災経験のある自治体でもなかなかうまくいってないというのが正直な実感としてあります。

ですので、ぜひ上手くいったと思われている所はどこなのか、その上でなおその結果、市と県との連携において、課題があるとすればどこなのか。県なりのご判断とか、あと生の動きの部分の部分をぜひ、今後教えていただければと思います。

(前野副委員長)

私、河川工学が専門ということですが、その前に一つだけです。9 ページ目の自衛隊との連携で、例えば 7 月 6 日の午後 10 時 19 分に高梁市から広瀬駅で孤立したということで要請があり、県が出動要請したのが 23 時 11 分ということで 50 分以上かかっています。やっばこういった所は検証してもらいたいなというふうに思います。何故そんなに時間かかったかと。

それとあとですね、さっきから川の話が出てるんですけど。高梁川ですね、合流点より上流側に日羽というところの水位観測所と、もう一つ上に広瀬という水位観測所があるわけですね。もちろん上流側にもあるわけですが、例えば、広瀬が夕方の 6 時から 10 時にたった 4 時間で、そこから以降、水位計が飛んでいるんですけど 4 時間で 6m 近く水位が上がっています。だから、県の職員の方は、おそらくそれ見ていると思うんです。(茨城県の) 鬼怒川でも 1 時間に 1m ぐらい水位が 3 時間ぐらい上昇しており、破堤に至っているわけです。ですから、上流でそういったことが起きているとすると、単に水位の基準を超えたというのではなくて、その危機感ですね。水位が上昇するスピードがめちゃくちゃ異常なわけです。そういった危機感はどういうふうに職員の方、あるいはそういった方々が判断して、それが住民あるいは地方自治体にどう伝わったか、そういったところがぜひ知りたいし、どういうふうに考えてたか。そういうところもぜひ、次回出してほしいですね。

それから同じように、小田川の方も矢掛ですね。夜 9 時ぐらいから水位が 2 時間で 1m40 と氾濫危険水位をものすごい勢いで超えています。そうすると、高梁川と小田川というのは、お互いに上流側の 10 数キロのあるいは、20 数キロの地点で、ものすごい勢いで水位が上がっている川が合流するわけですから、そこでどんなことが起きるかということは職員の方々も多分想像できたと思うんですよ。そういった危機感が本当に伝わったのかどうか、それはぜひ検証してもらいたいなというふうに思っています。

ダムの放流も上流側でやっていますね。私もダムの流入量と流出量を拝見させていただきましたけれど、ダム操作そのものはピークカットもそれぞれできていますから、それほど大きな問題はなかったと思うんです。ただ、ダムでそれだけ放流したときに下流でそういったことが起きるかということを中心に伝えることができてたかどうか、そこはちょっと考えてもらい、検証していただきたい。同じく中国電力のダムで新成羽川ダムがありますけれども、これもピーク時に、2 千百 t 程度ですかね、放流されています。

ただ、それも流入量と比べて流出量の方がちょっとピークカットされており、時間遅れで放流されているので、ダム操作そのものは大きな問題はないんじゃないかと思うんですけども、とにかく雨が多かったということですね。ただ、放流がものすごい勢いであって、それに対して下流でどういう現象が起きるかということを中心に理解されて、市町村に伝えたかとか、単純に氾濫危険水位を超えたからとか、そういった情報だけ流してたのかどうか、そこらが非常に重要なと考えています。

(河田委員長)

ダムの問題はご承知のように、愛媛県の肱川(ひじかわ)の野村ダム(西予市)と鹿野川ダム(大洲市)で放流して問題になっているんです。ダムが決壊するっていうのはあれ重力式ダムですから、ダムがひっくり返るんじゃないんですよ。ゲートが潰れるだけです。

ですから、オーバーフローしたって問題ないわけで、何かダム決壊と言うと、ダムがひっくり返るようにみんな誤解するんじゃないかと思うんですが、いざとなったらゲート閉めたらいいんです。

2002年の西ヨーロッパの水害でエルベ川のダム5ヶ所、水路、ゲートが全部潰れてました。でも、コンクリートの本体はどうってことないですよ。ですから、異常放流って言ったって、その気になったらゲート閉めたらいいんで。オーバーフローすればいいんで、それはないんです。ダム決壊という、何かものすごく恐ろしいのこゝろを起こるような誤解がありますが。それから、やっぱり異常放流したらどうなるのかっていうことを言わなかったってというのは非常に問題がある。破堤氾濫して家が流されるっていうようなことは、住民には言わないといけないのに、単に異常放流するだけで、自分達の役割は終わりだっというの、これはもうもってのほかで、今、愛媛大学の鈴木名誉教授が委員長でやっていただけてますが、まさに通り一遍のことをやっていけないということなんですね。現場の覚悟があると。今、前野先生がご指摘のように異常な水位の上昇というのは、危険だと思わなきゃいけないんで、その危険さがどう伝わったかっていうか、あるいは、それを放置したのかということですよ。そういうところがやっぱり問題ではないかと思いますが、いかがですか。

他に、ありませんか。お時間見ているんですが、実はですね検証項目の一応、案をいただいているんですが、これ見ていただいてですね、今後のスケジュールは、最終ページ「資料6」に載っているんですが、このスケジュールでいくにしても、毎回どういう順番で検証すればいいかっていうのは、ちょっとみんなで議論しなきゃいけないと思うんですね。今日の県のご報告をいただいて、そういう情報の不足するところを補いながら、県が事前に示していただけてます案のとおりできるのかどうか、皆さんのご意見をいただきたいんです。

私、県と交渉します。私宛に検証項目についてですね。5回まで用意されているんですが、こういう進め方がいいのかどうかという皆さんの知恵を貸してください。その結果をまとめてですね、県と私、交渉して、できるだけ早く第2回以降の検証の内容ですね、まとめたいと思いますが。また、このあとの予定も皆さんおありだと思います。県、それによろしいですね。今ここでこれ決めなくても。これからどういうふうにするかってのは、私がまとめてちょっと交渉しますから。それで第2回目からしたいと思いますので、それによろしゅうございますか。

だから、今月中に私に案を示してくださいね。10日間あるでしょ。だから、今月中にこの案について、私に意見を言ってくださいね。それで県と交渉しますから、それによろしゅうございますか。その他、いかがですか。

(田村委員)

つじつま合わせをするための会ではないので、また被災市町村が大変なところもあるので、数字をきちっと詰めてくれることではなくて、検証に対し、必要十分に分かるように説明してくれればいいということですので。その辺りは誤解のないようによくお願いします。



(司会)

ありがとうございました。先ほど、委員長がおっしゃられたとおり、今後のスケジュールについては、また委員の皆さんと調整していきたいと思います。今のところ日程的には、次は10月上旬ぐらいで調整をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、時間が参りました。今日は熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、第1回の検証委員会を終わりたいと思います。

以上